

横浜市泉区社会福祉協議会移送サービス事業実施要綱

制 定 平成8年7月1日

最新改正 平成29年4月1日

(目 的)

第一条 この要綱は、家庭において移送することが困難な虚弱老人及び障害者等に対してリフト付車両を利用して移送サービスを行うことにより、虚弱老人及び障害者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(運営主体)

第二条 泉区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）は、移送サービス用自動車（以下「移送車」という。）の運行事業の運営を自主事業として行うものとする。

(対象者)

第三条 利用対象者は、自力で外出が困難な区内在住の障害者及び高齢者等であり、原則として介助者を確保できる者で、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高齢者とは、おおむね60才以上で、自力歩行困難な者
- (2) 障害者とは、身障手帳、愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている者
- (3) 前2号に準ずる者で、会長が特に必要と認めた者

2 移送サービスを受けたい区民は、別紙の移送サービス会員申請書を区社協に提出して利用会員にならなければならない。

(利用範囲)

第四条 利用の範囲は、次の各号に定める範囲とする。

- (1) 病気治療（通院治療、入退院）
- (2) 福祉施設への通所、入退所
- (3) 公共団体、福祉団体等が主催する事業、会議に参加するとき
- (4) 公共機関での諸手続き
- (5) その他会長が認めたとき

(実施日)

第五条 移送サービスを実施する日は、次の各号に掲げる日以外とする。

- (1) 毎日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(運行時間)

第六条 移送車を運行する時間は月曜日から土曜日までの午前9時から午後5時までとする。

(運行範囲)

第七条 運行の範囲は、区社協事務所を起点、終点とし、前条の運行時間に利用できる範囲とする。

(移送サービスの申し込み)

第八条 移送会員またはその代理者は、利用希望日の1月前から1週間前までに別紙2の申込書により区社協に申し込むものとする。申し込みは電話又は窓口による方法をとる。

2 利用回数は一人月4回までとする。

(費用負担)

第九条 利用者は次によりガソリン代等実費相当額を負担するものとする。

(1) 片道2kmまで300円、以降1kmごとに150円を加算

※距離の測定方法

生活地図サイト『Map Fan Web』を用いる

往路 車両保管場所→利用者宅→目的地

復路 車両保管場所→病院等→利用者宅

どちらの場合も利用料算定の際には、迎車回送距離は2kmまでとする

(2) 高速料金、駐車料金等は実費相当額

(3) 利用者の都合により、当日に送迎をキャンセルした場合300円を支払うものとする

(ボランティアへの協力費)

第十条 協力ボランティアには次により協力費を支払うものとする。

(1) 送迎時間5時間未満／1,000円

(2) 送迎時間5時間以上／1,500円

※ 送迎時間とは泉区社会福祉協議会が指定した駐車場出発時間から、送迎を終えて車庫に戻った時間とする。

※ 送迎が中止となった場合、協力費は支払わない(片道キャンセルの場合は除く)

附則

この要綱は、平成8年7月1日より実施する

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日より実施する

(平成 14 年 1 月 31 日理事会・評議員会で承認)

この要綱は、平成 15 年 11 月 1 日より実施する

(平成 15 年 10 月 15 日会長専決・文書番号 277 号)

この要綱は、平成 16 年 7 月 1 日より実施する

(平成 16 年 3 月 25 日理事会・評議員会で承認)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日より実施する

(平成 18 年 1 月 27 日理事会・評議員会で承認)

この要綱は、平成 19 年 9 月 1 日より実施する

(平成 19 年 7 月 24 日会長専決・文書番号 162 号)

この要綱は、平成 20 年 6 月 1 日より実施する

(平成 20 年 5 月 14 日会長専決・文書番号 68 号)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日より実施する

(平成 25 年 3 月 22 日会長専決・文書番号 476 号)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日より実施する

(平成 27 年 2 月 1 日会長専決・文書番号 387 号)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日より実施する

(平成 29 年 3 月 13 日会長専決・文書番号 553 号)